応　答　書

業務名	精華町立小中学校LED照明賃貸借業務	質　問 締切日	令和8年11月6日	回　答 年月日	令和8年11月10日	回答者	教育部　学校教育課

番号	質　　問	回　　答	備　　考
1	（全般） リース会社による入札参加を検討しています。 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守等）について、当該業務を発注者から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	仕様書8（11）に記載。 業務（一部）再委託届出書を提出し、発注者の承諾を得ることで可能とします。	
2	（全般） 前の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が発注者より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を発注者から受託するのではなく、発注者の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。 （当社の発注は法的には再委託にはなりませんが、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。）	質問1に同じ。	
3	（仕様書4（8）） 契約書案が不詳となります処、念の為、ご質問させて頂きます。 今回、債務負担行為によるご契約となりますので、予算削減条項はない契約との認識で宜しいでしょうか？ 万一、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、発注者にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。	予算削減条項はない契約との認識で宜しいです。 債務負担行為による契約のため、原則予算の削減・減額等はありませんが、万が一施策の変更等で削減等が生じた場合、協議の上、発注者負担と考えます。	
4	（全般） 契約書案が不詳となります処、念の為、ご質問させて頂きます。 ご契約書中、受注者の帰責によらない任意解約規定があると想定して、その任意解約規定により契約変更や契約解除となり残期間の残賃借料が残存する場合、同変更・解約の事由が受注者の責任に起因しない場合には、残賃借料のご負担につきまして別途協議をいただけますでしょうか。	協議対象とします。	
5	（全般） 本賃貸借物件を設置している施設の統廃合等、発注者側の事情により契約を変更または解除する場合、残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。	予想されるリスクと責任分担の「共通」に記載の通り、発注者負担とします。	
6	（全般） 本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）	昨今の社会情勢を鑑み、別途協議対象とします。	
7	（仕様書12（1）） 仮使用期間中に発注者の責にて物件が滅失、破損した場合、残賃借料や修理費用はご負担いただけますでしょうか。	予想されるリスクと責任分担の「設置段階」に記載の通り、発注者負担とします。	

応　答　書

業務名	精華町立小中学校LED照明賃貸借業務	質　問 締切日	令和8年11月6日	回　答 年月日	令和8年11月10日	回答者	教育部　学校教育課

番号	質　　問	回　　答	備　　考
8	（仕様書12（1）） 仮使用期間中に地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が滅失、破損した場合、残賃借料や修理費用のご負担については別途協議いただけますでしょうか。	受注者側の責任がないことを証明できた場合は、協議対象とします。	
9	（全般） 動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料は発注者にてご負担いただけますでしょうか。もしくは別途協議いただけますでしょうか。	受注者側の責任がないことを証明できた場合は、協議対象とします。	
10	（仕様書9（2）等） 動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により代替品を提供する必要がある場合、その費用については別途協議いただけますでしょうか。	受注者側の責任がないことを証明できた場合は、協議対象とします。	
11	（全般） 地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等が原因で賃借人や第三者が被害を被った場合は受注者は免責としていただけますか。	受注者側の責任がないことを証明できた場合は、協議対象とします。	
12	本件、物件に誘導灯・非常灯も含まれるかと存じますが、 誘導灯等につきましての賃貸借期間中の「法定点検業務」は、本入札業務の「対象外」でよろしいでしょうか。	本件には、非常灯兼用照明は含まれているが、誘導灯は含まれていないです。 施設の法定点検業務は別途実施するため、本業務の「対象外」でよろしいです。	
13	（仕様書4（8）②） リース会社による入札参加を予定しております。この場合、貴町とリース会社の2社間によります、賃貸借契約の締結をお願いすることも可能でしょうか？	可能です。	
14	（全般） 賃貸借契約書の書式は、受注者所定のリース契約書式にて契約を締結していただけますでしょうか。	受注者のリース契約書式にて契約することは可能です。 ただし、必要条項の記載等、内容修正が可能であることが条件となります。	
15	（全般） 本件にて利用予定の賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前にいただけますか。	入札完了後、書式等について別途調整するため、事前提示は行いません。	
16	（全般）（発注者所定の賃貸借契約書にて推進となる場合） 落札後、発注者所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただけますか。	協議します。	
17	（仕様書4（7）） 本件、賃貸借期間満了後の物件については無償譲渡との条件ですので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い（賃貸借料には同費用分は含めない）でよろしいでしょうか。	よろしいです。	

応　答　書

業務名	精華町立小中学校LED照明賃貸借業務	質　問 締切日	令和8年11月6日	回　答 年月日	令和8年11月10日	回答者	教育部　学校教育課

番号	質　　問	回　　答	備　　考
18	（仕様書12（2）） 動産総合保険の付保期間は、「賃貸借期間」とのことでよろしいでしょうか。	よろしいです。	
19	（仕様書9（3）） リース会社による入札参加を予定しております。 保守体制表につきまして、受注者を介さず、物件の売主等を直接の連絡先とさせて頂く体制もよろしいでしょうか。	保険対応等の手続きもあるため、受注者がアフターフォロー体制を確立した上での保守体制表を提出してください。	
20	（仕様書8（7））＜大気汚染防止法＞ アスベスト調査報告書がございましたら、開示いただけますでしょうか。	調査記録はありません。	
21	（仕様書8（2）） 現地調査の結果、設置予定数と実際の数量に差異が判明した場合等につきまして、契約金額の変更（増加の場合は発注者ご負担を頂く）について、ご了解いただけますでしょうか。	数量変更に伴う増減について、契約変更の対象とします。ただし落札率等に基づき制約があります。	
22	（仕様書8（2）、リスク」と責任分担の共通、金利の変動） 設置予定数と実際の数量に差異が判明し契約金額を変更する場合、市中金利の状況も考慮して変更金額の相談をさせていただけますでしょうか。	責任分担の「共通」、金利の変動でなく、調達価格の高騰により、増加分の調達価格について協議するものとします。	
23	（仕様書8（2）） 仕様書等の内容と現場の状況に相違があった場合等の理由で指定の工期に間に合わない場合、賃貸借開始時期について別途打合せをさせていただけますでしょうか。	協議対象とします。	
24	（仕様書5（2）、8（15）） 既存物件は撤去・処分することとありますが、 こちらは第三者の所有物件ではなく、発注者所有の物件との認識で宜しいでしょうか。（万一、第三者様の所有物件の場合、勝手処分は出来ません処、当該第三者様への特別な追加コスト等の発生なく、処分を行うことにつきまして、問題ないとの認識で宜しいでしょうか？）	精華町所有物件で、第三者の所有物件はありません。	
25	（入札公告5（4）ケ。今回、入札書が任意書式となります処、念の為、ご質問させて頂きます。） 入札金額は、「月額」又は、「契約期間の総額」のどちらでしょうか。	「契約期間の総額」で記載してください。	
26	（入札公告5（4）ケ。今回、入札書が任意書式となります処、念の為、ご質問させて頂きます。） 入札金額は、「税別」又は、「税込」金額のどちらでしょうか。	「税別」で記載ください。	
27	（代理人入札の場合。今回、入札書が任意書式となります処、念の為、ご質問させて頂きます。） 入札書に、①委任者である会社印の押印及び、②代理人印の押印、双方の押印が必要となりますでしょうか。	②代理人印の押印を必須で入札ください。	

応　答　書

業務名	精華町立小中学校LED照明賃貸借業務	質　問 締切日	令和8年11月6日	回　答 年月日	令和8年11月10日	回答者	教育部　学校教育課

番号	質　　問	回　　答	備　　考
28	入札の際、封入封筒への封入や、封書・封印は不要との認識でよろしいでしょうか。	封筒への封入で入札ください。	
29	(仕様書5 (4)カ) 委任状も任意書式で宜しいでしょうか？	必要事項が記載されていれば、任意様式で結構です。 参考までに、「精華町工事等競争入札心得」を提示します。 https://www.town.seika.kyoto.jp/jigyosha/nyusatsu/3/12953.html	
30	(予想されるリスクと責任分担) 保険につきまして、「リース期間におけるリース物品の保守・保証に係るリスクを保証する保険」との表記がございますが、今回、受注者にて付保必須となる保険は、賃貸借期間を付保期間と致します、物件に対します新価特約付きの動産総合保険のみとの認識で宜しいでしょうか？	宜しいです。	
31	(予想されるリスクと責任分担) 「設置段階」における「リース物件の損傷・障害」につきまして、万一の場合の想定となりますが、ご質問させて頂きます。 ①発注者様の故意の場合も、発注者様のリスク負担をお願いできますでしょうか？ ②天災地変等、受注者の責めによらない場合の、リース物件の損傷・障害につきましては、リスク分担にかかる別途協議をお願いできますでしょうか？	①ご質問の意図が解りかねますが、必要であれば発注者のリスク負担項目として落札者と責任分担の確認時に追記します。 ②受注者側が責任がないことを証明できた場合は、協議対象とします。	
32	(仕様書8 (1) 保証期間経過後の費用は発注者様負担とご記載を頂いておりますが、今回、保証期間が賃貸借契約期間満了日までとの条件となりますので、契約期間満了後の保守責任は、受注者は負わないとの整理・認識でも宜しいでしょうか？	宜しいです。	
33	(仕様書5 (4)キ) 内訳表につきましても、任意書式で宜しいでしょうか？又、入札「当日」におきましては、施設毎の明細等の内訳は不要との対応で宜しいでしょうか？ （必要な場合には、後日、詳細内訳書を提出させて頂きます。）(1枚ずつの学校毎の内訳ではなく、8学校全体の総額に対する内訳書の作成でよろしいでしょうか？)	一般入札公告5(4)キに記載する内訳書については任意様式で宜しいです。 ただし、案件名、名称(商号)、代表者名を必ず記載してください。 当日の提出内訳書は積算根拠等が分かるものとし、詳細内訳書が必要な場合は別途提出を求めます。	
34	(調達範囲にポール灯、庭園灯、外設置の防犯灯等の記載もあり、念の為、ご質問させて頂きます。) 本件調達には、柱や、ポール等(不動産)は含まないとの認識でよろしいでしょうか。	今回の調達物件については、灯具(ｱﾀﾞﾌﾟﾀ含む)であり、不動産となる柱ポールの建替等は含まれておりません。	
35	(調達範囲にポール灯、庭園灯、外設置の防犯灯等の記載もあり、念の為、ご質問させて頂きます。 万一、柱・ポール等の不動産部分を含みます場合、下記、ご確認をお願います。)契約期間中の柱、ポール部分の所有者責任は発注者負担でよろしいでしょうか。	柱、ポール等については既存の町所有物件であるため、契約期間前後含め、町の負担範囲であることでよろしいです。(責任分担の共通、設置段階・維持管理の町有施設の損傷を除く)	
36	(調達範囲にポール灯、庭園灯、外設置の防犯灯等の記載もあり、念の為、ご質問させて頂きます。 万一、柱・ボール等の不動産部分を含みます場合、下記、ご確認をお願います。) 柱、ポール等は動産ではない為、動産総合保険や保守・保証の適用対象外となることをご了解いただけますか。	今回の調達物件に柱、ポールは含まれていないため、動産総合保険や保守・保証の適用対象外となることについて了承しております。	

応　答　書

業務名	精華町立小中学校LED照明賃貸借業務	質　問 締切日	令和8年11月6日	回　答 年月日	令和8年11月10日	回答者	教育部　学校教育課

番号	質　　問	回　　答	備　　考
37	（仕様書8（11）） （町内企業様の活用の努力義務の表記を頂いております処） 仮に、残念乍、町内業者様の活用できない場合でも、入札の条件違反にはならないでしょうか。	町内業者の活用の努力をしていただくことを前提として、やむを得ない場合は、条件違反になりません。	
38	質問に関しては回答も合わせて全て開示頂ける認識でよろしいでしょうか。	全て開示します。ただし、同等品申請については、個別返答とします。	
39	仕様書8（5）安定器の取り外しについて、物理的に取り外しが難しい場合や取り外しのために既存器具の加工が伴う場合は別途協議という認識で御間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。	
40	・固定資産税について賃貸借期間満了後の物件を貴町に無償譲渡する記載がありますが、その場合固定資産税は免除される認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。	
41	・撤去した既設照明器具については既設物件の所有者が発注者様であるため、廃棄物処理法上の排出事業者は発注者様になる認識です。 リース会社は廃棄物を処理する資格を有していないため、受注者または発注者様が認めた施行業者が収集運搬・処分契約に関する事務代行を行い、受注者が費用を立替払いする整でよろしいでしょうか。	本認識、整理で宜しいです。なお、収集運搬・処分等に係る費用（立替金）については賃貸借料に含むものとします。	
42	①　各事業者からの質疑（同等品申請も含む）は回答も含めて全て開示お願いします。	全て開示します。ただし、同等品申請については、個別返答とします。	
43	②　業者決定後から着工までの期間において、参考品番の製品にてリニューアル等が発生した場合はリニューアル品の性能を確認いただき、協議頂ける認識で御間違いないでしょうか。	受注者側の責任がないことを証明できた場合は、協議対象とします。	
44	③　本件のご契約については債務負担行為か長期継続契約のどちらでしょうか。長期継続契約の場合、翌年度以降に予算の削除等があった場合、事業者の損害を補填して頂けますでしょうか。	仕様書4（8）①の通り、債務負担行為です。	
45	④　天災・世界情勢や本事業の関係者の反対や証明器具の納期遅延等の影響が契約締結時より悪化し、事業開始期間を超えてしまう可能性がある場合、不可抗力とみなし協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	受注者側の責任がないことを証明できた場合は、協議対象とします。	
46	⑤　付保する動産総合保険は新価型か時価型かどちらでしょうか。	新価特約付き動産総合保険とします。	
47	⑥時価型の場合、保険金額で補填できない部分は貴町の負担との認識でよろしいでしょうか。	新価特約付き動産総合保険とします。	

応　答　書

業務名	精華町立小中学校LED照明賃貸借業務	質　問 締切日	令和8年11月6日	回　答 年月日	令和8年11月10日	回答者	教育部　学校教育課

番号	質　　問	回　　答	備　　考
48	⑦　参加表明後に辞退した場合でも、辞退届を提出すればペナルティはないという認識でよろしいでしょうか。	ペナルティはありません。	
49	⑧　固定資産税は賃貸借料に含まれないという認識でよろしいでしょうか。	仕様書４（７）の「賃貸借契約期間が満了し、精華町（以下「発注者」という）が賃貸借料を完済した時に、本賃貸借物品の所有権を受注者から発注者に無償で帰属するものとする。」から、固定資産税は非課税扱いとの認識です。	
50	⑨　受注者が代表企業（事業者）となり業務全般の取り纏めを行い、各役割の調査会社・施行者（元請会社）・維持管理会社への業務を委託し、施行者が技術者を配置する認識で良いでしょうか。	実施に当たっては、受注者の責任において業務体制を整え、委任する場合は、仕様書８（１１）により、発注者の承諾を得ること。	
51	⑩　資本関係がある事業者が入札に参加した場合でも入札は有効という認識でよろしいでしょうか。また、ペナルティなどはないという認識でしょうか。	公告内容を遵守している限りにおいて有効です。	
52	⑪　入札書の形式については任意とありますが、入札金額は、月額・総額どちらでしょか。また消費税相当額は含まないでよろしいでしょうか。	消費税相当額を抜いた総額です。	
53	⑫　仕様書４（４）において、校舎内の施工は夏休み期間（7月21日～8月26日）に施工することとされていますが、施工対象範囲及び工事数量を考慮すると、夏休み期間内にすべての施工を完了することは困難と想定しております。つきましては、学校運営及び授業等に支障をきたさないことを前提に、発注者及び各学校と協議・調整の上、令和９年１２月２８日までの設置期間内に施工を完了する工程とさせていただくことは可能でしょうか。	可とします。	
54	⑬　仕様書８（１６）において、「石綿工事に係る場合、「みなし」として施工を行うこととする。またその際に発生した費用は原則、受注者負担とする。」とありますが、現時点では石綿含有建材の使用状況及び施工対象範囲が明確でないため、石綿対策に掛かる費用を適正に算出することが困難と考えております。 つきましては、発注者が保持する石綿含有建材の事前調査結果及び関連資料をご開示いあだくことは可能でしょうか。 また、施工着手前の調査又は施工中に石綿含有建材が確認され、当初想定していない養生、飛散防止処置、除去・処分等の追加対応が必要となった場合には、発注者と協議の上、追加費用について別途精算又は契約金額の変更対象としていただくことは可能でしょうか。	調査記録はありません。石綿調査・石綿工事を含め、適切に事業費に見込んでください。なお、建築年度は、精北小学校（昭和53年）大規模改修（平成12,13年）、川西小学校（平成22年）、山田荘小学校（昭和61年）増築棟（平成10年）、東光小学校（平成5年）増築棟（平成17年）、精華台小学校（平成13年）増築棟（平成15年）、精華中学校（平成28年）、精華南中学校（昭和63年）、精華西中学校（平成9年）増築棟（平成17年）です。	
	以上		